

令和4年4月8日

北島町小・中学校の保護者の皆様へ

北島町教育委員会

学校において新型コロナウイルス感染症の感染者が
確認された場合の対応の変更について

昨年度末、徳島県において、オミクロン株の特性を踏まえ、学校（幼稚園は除く）で感染者が確認されても、保健所による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は行わないことが決定されました。

この方針を受けまして、北島町内の小学校及び中学校では、次のとおり対応することといたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

- 1 学校で感染者が確認された場合でも、直ちに学級閉鎖等を行いません。
- 2 学級内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる場合は、5日間程度（土日祝日を含みます。）の学級閉鎖等を行います。

①同一の学級において複数の児童生徒の感染が判明した場合 ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状がある児童生徒が複数いる場合 など
--
- 3 上記2②で学級閉鎖を行った場合には、未診断の風邪等の症状がある児童生徒全員の陰性が確認できた場合には、学級閉鎖の期間を短縮します。
- 4 家庭内で感染者が出た場合などで、保健所により濃厚接触者に特定された児童生徒については、濃厚接触者として待機を求められている期間は、出席停止とします。
待機期間は7日間とされていますが、4日目・5日目に抗原定性検査キットで陰性が確認された場合は、待機を解除することが可能とされていますので、登校を再開する場合は、学校へ連絡してください。
- 5 学校において、感染者と感染対策を行わずに飲食を共にするなどした児童生徒などについては、一定期間出席停止とします。
※出席停止の期間については、感染者との接触状況に応じて、学校から連絡します。
- 6 学校で感染者の感染可能期間中（発症2日前～）に接触があった児童生徒は、
 - ・感染者と最後に接触した日から一定期間（目安として7日間）
 - ・高齢者や基礎疾患を有する方など感染した場合に重症化リスクの高い方との接触
 - ・そうした方々が多く入所・入院する高齢者・障がい者施設や医療機関への訪問
 - ・不特定多数が集まる飲食や大規模イベントの参加 等感染リスクの高い行動を控えるようにしてください。
また、症状が出た場合には、速やかに医療機関を受診してください。